

諒解ナキ又今田ノ如キ問題ニ對シテハ勞資双方共誠
意ヲ披瀝シ之カ糾決ヲ爲サ、ルヘカヲ又殊ニ運輸業
ノ如キ直接公共ニ影響ヲ及ホス事業ハ一層自重シ
輕舉妄動ヲ避ケ其ノ真意ノ有スル處ヲ以テ
値ノツルカ如キ要求ハ此際一切廢メラレシムトシ
ト以テ之ヲ後某員代表側ヨリ次記ノ如キ決議文ヲ
田田專務ニ提出シタリ

決議

吾等ハ生活ノ安定ヲ圖ラシカ爲メ左記事項ヲ慎重
審議シ南海鐵道株式會社ニ要求ス
一 本府村友次郎牛尾梅次ノ兩名ヲ復職ナメント
二 本府不正行為以外ハ絶對ニ解僱セサルコト
三 現在ノ月賞與ヲ本給ニ繰入ルコト
四 年未及中期賞與ヲ支給スルコト
其額ハ最低四十日合以上ナルコト
五 本府今ニ交代制ヲ採用スルコト
田田專務ハ此ニ對シ談話議文ヲ披見セズ就任早々

ニテ會社ノ状態又充分判明セサルヲ以テ此處ニ眞
的因答ヲ延期シ會社ニ於テ此ノ如キ考案ノ
上相變ノ方法ヲ講ス可キニ付夫レ迄猶豫サレ度
シト以テタルニ後某員側ハ此ノ片セズ強テ回答ヲ
求メタルヲ以テ田田專務ハ個人トシテノ意見ヲ述
ベトシ

第一項ニ付テハ會社ハ本人等ノ勤務状態等ナル
ニ依リ解僱シタルモノニシテ勞働厚給ニ後事シタ
ルノ故ニアテテ又然共今一考第矣請查ノ上同情ス
可キ莫アレハ後職セシム可シ

第二項ハ會社ニ於テ漫リニ將來解僱スルカ如キコ
トナシ又勞働厚給ニ從事スルトモ勤務ニ支障ヲ生
サ、ル以上ハ決シテ解僱スルカ如キコトナカル可シ然
共不正行為以外ニ絶對ニ解僱セサルコトハ保証スル
ヲ得ス

第三項 第四項ハ充分研究シタル上可及納ノ要求事
項ニ添フ際取計ヒ或ハ豫示以上ノ待遇ヲ爲スニ至ル